

10%  
?

# 消費税の軽減税率 制度等に関する説明会

8%  
?

平成31年10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率の対象品目はなんだろう？ 帳簿や請求書の保存はどう変わるの？

事業者の方に知っておいていただきたい軽減税率のポイントについて、南税務署の担当官等を講師として、下記のとおり説明会を開催いたします。

※ 説明会はいずれも内容は同じで、すでに7月26日実施済みの説明会とも内容は同じです。

**②及び③の説明会では軽減税率対策補助金についての説明もあります。**

ご都合の良い日時にご参加ください。皆様のご参加をお待ち申し上げます。

【開催日程等】	① 平成30年10月12日(金) 13:10~13:40
	② 平成30年10月12日(金) 15:40~16:40 【場所】：①②南納税協会 3階 大会議室 【定員】：50名
	③ 平成30年10月24日(水) 14:40~15:40 【場所】：③大阪府中央区民センター ホール (改正法人税法等説明会終了後) 【定員】：300名
	④ 平成30年11月 6日(火) 16:20~16:50 ⑤ 平成30年11月13日(火) 16:20~16:50 ⑥ 平成30年12月13日(木) 16:20~16:50 【場所】：④⑤⑥南納税協会 3階 大会議室 【定員】：50名



**参加費  
無料**

問合先

TEL 南税務署 06-6768-4881 (内線298)

南納税協会 06-6762-2457

※お手数ですが、下記にご記入後FAXにてお申込下さい。③の説明会は事前申し込み不要です。

公益社団法人  
南納税協会宛 (FAX 06-6762-5015)

①	②	④	⑤	⑥

平成30年 月 日

※受講票の送付並びに受付完了のご通知は致しません。

※ご記入頂いた個人情報、当協会の研修会・セミナーに関する連絡、確認、各種サービスに関するお知らせ等にものみ使用させていただきます。

○をご記入ください

・会員 ・他協会 ・一般

会社名		氏名	
住所	〒	TEL	
		FAX	